

## 答 申

### 第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が部分開示とした「災害拠点病院指定申請、医療審議会への諮問、医療審議会資料、県知事への答申、地域災害拠点病院の指定」（以下「本件公文書」という。）のうち、別表に記載された公文書の「開示すべき箇所」については開示すべきである。

### 第2 諮問の概要

#### 1 公文書の開示請求

令和4年6月16日付けで、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「浦添総合病院、災害拠点病院の指定に係る申請等の文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書として本件公文書を特定し、本件公文書には条例第7条第2号及び第3号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、令和4年7月29日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和4年8月15日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和5年1月19日に、審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張（要旨）

#### 1 審査請求の趣旨

およそ30枚の文書がタイトルもなく黒塗りにされているため開示していただきたい。

#### 2 審査請求の理由

静かな住宅地にヘリポートを建設されると著しく住環境を悪化させるため、事の経緯を住民として知りたいため。

### 第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

#### 1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

## 2 弁明の内容

本件公文書には、氏名及び他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている。また、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれており、これらは条例第7条第2号及び第3号に規定する不開示情報に該当する。

タイトルもなく黒塗りにされている部分は、「社会医療法人仁愛会 浦添総合病院 介護老人保健施設アルカディア 防災管理マニュアル」（以下「防災管理マニュアル」という。）及び「施設平面図」であり、第三者が実施機関に提出した地域災害拠点病院指定申請書の添付資料の一部である。

当該第三者は、防災管理マニュアル及び施設平面図について「当病院が公にしている事項（今後も公にすることが予定されていない事項）が含まれる。当病院は24時間365日、職員だけでなく入院患者や、外来患者が建物内に滞在している。公にしたことにより予測できない不利益を被るおそれがある。近年は医師への脅迫等の事件がニュースとなっている。万全な不審者対策、セキュリティ対策が重要であると考えます。また、マニュアル等一式が非開示情報に該当すると考えます。」との意見書を提出している。

防災管理マニュアル及び施設平面図は、病院内の防災管理業務等を取りまとめた内部管理文書であり、公にされることが予定されたものではないと考えられる。

防災管理マニュアルは、社内組織、人員、医療機器、その他施設整備など、法人が有する人的及び物的資源を総合的に勘案して作成されているものであり、そこには、台風対策時や停電時の対応を含めた、安全管理上のノウハウも含まれている。このような性格を有する内部管理文書を公にすることにより、法人の正当な利益を害するおそれがある。

また、施設平面図については、第三者の意見にあるとおり、病院及び介護老人保健施設の平面図を公にすることは防犯上好ましくないと考えられ、実際に医師や施設入所者を狙った事件が発生していることから、法人の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件公文書は条例第7条第3号に該当し不開示情報に当たる。

## 第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

### 1 反論の趣旨

不開示部分のうち、開示が可能と考えられる箇所について開示を求める。

### 2 反論の内容

不開示部分について、不開示とする必要がない部分があると考えます。

ドクターヘリランデブーヘリポート一覧表の所在地欄及び高速道路ランデブーポイント一覧は開示可能であると考えます。防災管理委員会規程の規定の部分や目次は開示可能と考えます。全部分が黒塗りにされている一部のページについては、何が記載されているか分からないためせめてタイトルの開示をしていただきたい。暴風対

策、停電時対応にかかる部分について、個人名以外の部分は開示が可能と考える。  
病院と介護施設の防災管理マニュアルが同一なのか確認したい。施設平面図の開示は求めない。

## 第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

### 1 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定している。

「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

また、「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人が識別されうる情報も本号本文に該当する情報である。当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものである。

さらに、同号ただし書において個人に関する情報であっても公にすることができる場合が定められており、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等であり、当該情報が職務遂行に係る情報であるとき、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、同号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

## 2 条例第7条第2号該当性について

審査会において本件公文書を確認したところ、当該第三者に関する者の氏名及びその他の記述等により特定の個人を識別することができるものが含まれていることが確認できたことから、当該情報について条例第7条第2号の個人に関する情報であることを理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

一方、同様に不開示情報に当たるとしている沖縄県医療審議会の委員の氏名及び所属に関する情報については、審査会において実施機関へ確認したところ、委員の在職期間中は沖縄県のホームページにおいて公表されることが慣行となっていることが確認できた。また、開示請求時点で当該情報が公表されていた時点より約7年が経過しているものの、上記のとおり公表されることが前提となっている情報であり、当該情報を不開示とすることにより保護すべき利益も見当たらないことから、同号ただし書アに該当し、開示すべきである。

ただし、当該情報のうち、沖縄県医療審議会議事録中の署名人に係る部分については、署名人の筆跡及び印影が含まれており、これらを公にすると当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあることから、不開示とすべきである。

また、地域災害拠点病院指定書において不開示としている沖縄県知事印の印影及び宛先の法人代表者名について、沖縄県知事印の印影については、寸法や書体、用途等が「沖縄県公印規程」に定められ公にされており、公文書開示決定等通知書をはじめとした、一般に公になる通知等にも押印されるものであることから、法令等の規定により又は慣行として公にされているものに当たり、同号ただし書アに該当するため開示すべきである。宛先の法人代表者名については、商業登記法に基づき公開されている商業登記簿等により何人でも閲覧できる情報に当たることから、同号ただし書アに該当するため開示すべきである。

## 3 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、法人等に関する情報の不開示情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の、不開示情報としての要件を定めたものである。

「法人」とは、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、本条で法人から除外された独立行政法人等以外の独立行政法人、特殊法人、認可法人、外国法人その他法人格を有する団体をいう。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあ、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又

は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」とは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

#### 4 条例第7条第3号該当性について

審査会において、実施機関が同号に該当するため不開示としている防災管理マニュアル及び施設平面図を確認したところ、当該第三者における災害発生時の対応等について記載されていることが確認できた。

これらの情報は、一般的に公にすることが想定されていない内部規程に当たると考えられ、当該第三者が医療機関、特に地域災害拠点病院であることを鑑みると、公にすることにより仮に当該情報が違法若しくは不当な行為に用いられた場合、当該第三者の権利利益が害されるとともに、重大な影響が生じるおそれがあるものである。

また、当該情報が、同号ただし書に掲げる人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報とも認められないことから、当該情報は条例第7条第3号の法人等に関する情報であり、不開示情報に当たる。

ただし、審査請求人が主張する、防災管理マニュアルのタイトル部分の開示可否については、当該情報を審査会において確認したところ、公にすることにより、当該第三者の権利利益が害されるおそれがあるものと認められなかった。併せて、実施機関を通じて当該第三者に対しあらためて当該情報の開示可否について確認したところ、公にすることにより具体的な支障は生じない旨の回答が得られたことから、防災管理マニュアルのタイトル部分及び同様の情報である目次部分については、不開示情報に当たらず開示すべきである。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

公文書の名称	開示すべき箇所	審査会の判断
社会医療法人仁愛会 浦添総合病院 介護老人保健施設アルカディア 防災管理マニュアル	目次及び以下に示す各ページのタイトル（表題）部分 ・ p 5 「災害対策フローチャート」 ・ p 6 「社会医療法人仁愛会 浦添総合病院 アルカディア自衛消防隊組織細則」 ・ p 11 「防火管理者と予防管理組織細則」 ・ p 15 「防災教育と防災訓練等」 ・ p 18 「大規模災害時指針」 ・ p 21 「別表 1 防災管理委員会構成」 ・ p 21 「別表 2 火災予防管理班」 ・ p 22 「別表 3 自主点検、検査班」	不開示情報（条例第 7 条第 3 号）に該当しない。
地域災害拠点病院の指定の可否について（諮問）	沖縄県知事印の印影	条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当。
沖縄県医療審議会 委員名簿	委員の氏名、所属	条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当。
地域災害拠点病院の指定の可否について（答申） （案を含む）	沖縄県医療審議会 会長名	条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当。
沖縄県医療審議会議事録	委員の氏名、所属（肩書） （「4 議事録署名人の専任（※）」及び「署名欄」を除く。） （※）原文ママ。	条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当。
地域災害拠点病院指定書	沖縄県知事印の印影、宛先の法人代表者名	条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏名	役職名等	備考
柴田 優人	沖縄国際大学講師	
仲村 剛	弁護士	
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和5年1月19日	諮問書受理
令和6年8月26日	審議（第359回）
令和6年9月24日	審議（第360回）
令和6年10月28日	審議（第361回）
令和6年11月25日	審議（第362回）
令和6年12月23日	審議（第363回）